

一般社団法人日本臨床免疫学会 事務局規則

令和3年7月7日制定

(目的)

第1条 この規則は、一般社団法人日本臨床免疫学会（以下、「本会」という。）の運営のために必要な事務局の組織及びその職務を定め、適正な本会の事務処理の実施を図ることを目的とする。

(事務局)

第2条 本会に、事務局を置き、総務、会計、事業、広報等に関する事務一般を処理する。

(職制)

第3条 事務局に、事務局長及び事務員を置くことができる。

(事務局長)

第4条 事務局長は、理事長が指名した者1名を置く。

2 事務局長は、事務局の事務を統括し、理事長及び理事会の職務を補佐する。

(規則の変更)

第5条 この規則を変更するには、理事会の決議を要する。